

女性の活躍推進助成金 助成対象経費について

令和4年6月30日

- 女性の新規採用計画に伴う職場環境整備が対象です。（助成事業の対象となる女性専用設備がないことが原則です）
- 女性従業員専用の設備が対象です。（男女共用、お客様が使用する設備は対象になりません）
- 設置する設備、購入する物品は必要最小限（価格・個数・機能等）のものが対象です。
- 助成金の趣旨に合致していないものは助成対象外です。
- 助成対象の設備から持ち運びや移動して使用することが可能なもの（雑貨類等）は助成対象外です。（固定して使用することが前提です）

【主な助成対象・助成対象外品目一覧（例）】

下表は一例です。掲載されていない項目でも助成対象外となる場合がございます。また、「助成対象となるもの」として掲載されている項目でも、申請内容・使用用途等により助成対象外となる場合がございます。

区分	○助成対象となるもの（原則設置工事を伴うもの）	×助成対象外となるもの
共通	<ul style="list-style-type: none"> ◆エアコン ◆照明器具 ◆ブラインド ◆ロールスクリーン ◆パーテーション（設置型・施工型）※可動式・移動式は不可 ◆防火設備（警報機）※建築基準法により設置が必要な場合 ◆助成対象となる設備・物品等に係る工事費・設置費 	<ul style="list-style-type: none"> 【必要最小限でないもの】 ◆必要以上の機能がある照明器具（シャンデリア、スピーカー付き照明等） ◆防犯警報装置 【移動可能なもの】 ◆カーテン ◆間接照明、スタンドランプ 等
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ◆便器・便座 ◆紙巻器 ◆擬音装置 ◆手洗い器 ◆オートソープディスペンサー ※洗面器・手洗い器とセットの場合 ◆ハンドドライヤー ◆タオルハンガー ◆化粧鏡（設置型）※可動式・移動式は不可 	<ul style="list-style-type: none"> 【助成金の趣旨に合致しないもの】 ◆温水洗浄便座単体
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ◆姿見（鏡）※可動式・移動式は不可 ◆ロッカー（スチール製）※木製などは不可 	<ul style="list-style-type: none"> 【必要最小限でないもの】 ◆ドレッサー、ドレッサースツール 【雑貨類】 ◆ハンガー 等
シャワー室 ※脱衣室含む (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ◆シャワーユニット（浴槽なし） ◆給湯器 ◆洗面化粧台 	<ul style="list-style-type: none"> 【必要最小限でないもの】 ◆浴槽 【助成金の趣旨に合致しないもの】 ◆洗濯機、洗濯パン
仮眠室 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ベッド 	<ul style="list-style-type: none"> 【雑貨類】 ◆布団、毛布 等
ベビールーム (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ◆オムツ台 ◆ベビーベッド 	
休憩室	<ul style="list-style-type: none"> ◆流し台（シンク（水道）のみ、コンロなし） ※隣接する部屋にある場合は不可 ◆テーブル、椅子 ※折り畳み式などは不可 ◆ソファ 	<ul style="list-style-type: none"> 【必要最小限でないもの】 ◆床暖房 ◆空気清浄機 【助成金の趣旨に合致しないもの】 ◆調理目的のもの（IHヒーター、調理台等） ◆電化製品（電子レンジ、冷蔵庫、ポット、TV等） ◆電化製品を置く台（テレビ台、レンジボード等） 【雑貨類】 ◆座布団、ラグ、布団、毛布、ゴミ箱、傘立て 等

(注1) 申請は業務上著しく汚れる等の必要性がある場合に限りします。

(注2) 申請は就業規則等により仮眠をとることについて定めがある場合に限りします。

(注3) ベビールームは授乳・おむつ替え等のスペースを想定しており、子どもが遊ぶためのスペースや託児用スペースとしての申請は助成対象には該当しません。